

報道関係者 各位

担 当	長野労働局 労働基準部監督課 課 長 柴崎 正彦 主任監察監督官 徳永 和成 (電話) 026-223-0553
--------	--

長野労働局にトラック運転者のための「荷主特別対策チーム」を編成しました ～長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます～

本日、「改善基準告示」（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号））が改正（ ）されたことに伴い、長野労働局では、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成しました。適用は令和6年4月1日。

道路貨物運送業は、全国的に他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要があります。しかしながら、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

長野労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されています。「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。

長野県内の各労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します

各労働基準監督署が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請します。

長野労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます

長野労働局のメンバーが、各労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。

長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」()を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、全国の労働基準監督署が要請等を行います。



URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/nimachi.html

荷主特別対策チームの編成

(目的)

道路貨物運送業における自動車運転者の長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するため、以下のとおり都道府県労働局(以下「局」という。)において「荷主特別対策チーム」を編成する。

(構成員)

荷主特別対策チームは、局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官及び労働時間管理適正化指導員、労働基準監督署(以下「署」という。)の労働時間改善指導・援助チームの労働時間相談・支援班の班員()により構成する。

平成30年1月から署に編成されている労働基準監督官等による働き方改革の推進に向けた取組を行っている班。

(実施事項)

- 1 署は、発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者(以下「発着荷主等」という。)に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、運送業務の発注担当者に「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること等を要請する。
- 2 荷主特別対策担当官は、上記1の要請を受けた発着荷主等が要請事項に積極的に取り組めるよう、労働時間管理適正化指導員に指示し、発着荷主等へ訪問させる。
- 3 労働時間管理適正化指導員は、訪問した発着荷主等に対して、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等を行う。
- 4 その他、荷主特別対策担当官が中心となり、管内の荷主団体等への要請に関する調整や荷主等による長時間の恒常的な荷待ちに関する情報の地方運輸機関に対する通報を含む連絡調整等を行う。